平成２２年（フ）第３１３２号
横浜市神奈川区菅田町867番地４　ビッグヴァン片倉西202号
債務者　平野まゆみ
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１３３号
横浜市港北区綱島西３丁目14番３号　メゾン・ド・デュエム２Ｅ
債務者　盛田　一昭
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１３９号
横浜市神奈川区白幡西町30番２号　グリーンコーポ101号
債務者　山田　和弘
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１５０号
横浜市青葉区しらとり台２番地23　アン・コンフォール203号
債務者　末吉　　敦
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１６３号
横浜市中区松影町３丁目９番地７　石川会館410号室
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１１４３号
岡山市南区新保434－８、住民票上の住所岡山県加賀郡吉備中央町竹荘717番地１
債務者　森口　尚子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０１号
栃木県日光市中宮祠2482番地１　楓雅内、住民票上の住所長崎県佐世保市小佐々町楠泊1301番地１
債務者　林　　敬介
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０１号
栃木県大田原市薄葉2256番地　桜ゴム独身寮
債務者　佐藤　澄士
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０３号
栃木県鹿沼市松原４丁目233番地
債務者　小塚　淑子（旧姓卯月）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０４号
栃木県真岡市荒町２丁目12番地３　アーバンＭＯＫＡ101号
債務者　齋川　一弘
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０６号
栃木県日光市川室38番地
債務者　江口　弘人
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０７号
栃木県真岡市上大田和1121番地２
債務者　坂本　明和
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０８号
栃木県真岡市上大田和1121番地２
債務者　坂本　史江
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０９号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目12番地　瑞穂野市営住宅18号棟51号室
債務者　脇本かおり
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５２０号
大阪市西区土佐堀３丁目３番21―301号
債務者　三宅　春奈（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部